

社会福祉法人大阪水上隣保館 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教精神に基づき多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営（遙学園、翼）
- (ロ) 乳児院の経営（大阪水上隣保館乳児院）
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営（弥栄の郷）
- (ニ) 児童心理治療施設の経営（ひびき）

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営（山崎保育園）
- (ロ) 幼保連携型認定こども園の経営（藤の里保育園）
- (ハ) 病児保育事業の経営（藤の里保育園）
- (ニ) 一時預かり事業の経営（山崎保育園、藤の里保育園）
- (ホ) 子育て短期支援事業の経営（遙学園、大阪水上隣保館乳児院、ファミリーポートひらかた、翼）
- (ヘ) 地域子育て支援拠点事業の経営（ファミリーポートひらかた、広場さぶり、地域子育て支援センター「なかよしランド」、つどいの広場「ぱんだのいえ」、ファミリーポートたかつき）
- (ト) 老人デイサービス事業の経営（弥栄の郷）
- (チ) 老人短期入所事業の経営（弥栄の郷）
- (リ) 老人介護支援センター事業の経営（弥栄の郷）
- (ヌ) 障害福祉サービス事業の経営（在宅養育支援センターみゆき園）
- (ル) 障害児通所支援事業の経営（在宅養育支援センターみゆき園）
- (ヲ) 特定相談支援事業の経営（在宅養育支援センターみゆき園）
- (ワ) 障害児相談支援事業の経営（在宅養育支援センターみゆき園）

(カ) 生計困難者に対する相談支援事業の経営（弥栄の郷）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大阪水上隣保館という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府三島郡島本町山崎五丁目3番18号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 評議員の選任又は解任を行うため、この法人に評議員選定委員会を置く。

2 評議員選定委員会は、理事会が指名する監事1名、法人職員1名及び外部委員3名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を選定委員会に説明しなければならない。

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第6条の2 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の支給総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で選出する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 2 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わる

ことができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 8 名以内
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事の互選により、理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち 1 名を理事会の決議に基づき常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって、社会福祉法第 45 の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 16 条の 2 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されるときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、執行役員及び職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 前項のうち、理事に選任されている者を除き、各施設長を執行役員とし、理事会又は理事長が決定した法人運営に関する事項を執行する。
- 4 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選任及び解任

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表1に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とし、別表2に掲げる財産をもって構成する。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を大阪府知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく大阪府知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産が現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 保育士、社会福祉主事、社会福祉士及び保育教諭等の育成・確保に関する事業
(大阪保育福祉専門学校)
- (2) 診療所(社会福祉法人大阪水上隣保館附属診療所さくらクリニック)
- (3) 居宅介護支援事業(弥栄の郷)
- (4) 日中一時支援事業(在宅養育支援センターみゆき園)

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪水上隣保館の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	中村 遙
理 事	田中 藤太郎
〃	中村 敏夫
〃	山崎 宗太郎
〃	中村 八重子
監 事	金田 弘義
〃	伊藤 幸憲

附 則

この定款のうち、第6条に規定する評議員選定委員会については、大阪府知事の認可を受けた後、直ちに施行し、残余の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

定款第1条第1号(イ)で定める児童養護施設の経営及び同条第2号(ニ)子育て短期支援事業の経営 翼 については、大阪府知事の認可を受けた後、直ちに施行する。

附 則

定款第1条第2号(ハ)で定める病児保育事業の経営(藤の里保育園)については、

大阪府知事の認可を受けた後、直ちに施行する。

附 則

別表 1 定款第 29 条第 2 項基本財産に児童養護施設翼の建物（2018 年 3 月 5 日所有権登記）を追加する。

附 則

定款第 37 条第 1 項第 2 号診療所の名称変更については、大阪府知事の認可を受けた後、直ちに施行する。

附 則

- 1 別表 1 定款第 29 条第 2 項基本財産に障害者自立支援拠点用地を追記する。
- 2 別表 1 定款第 29 条第 2 項基本財産に旧附属診療所建物を追記すると共に別表 2 定款第 29 条第 4 項公益事業用財産から、同建物を削除する。
- 3 この定款変更については、大阪府知事の認可を受けた後、直ちに施行する。

No. 1

種類	基本財産特定預金	金 100,000 円		
種類	用途	所在地	地目	面積 (㎡)
土地	児童福祉施設	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 1-1	宅地	3,871.07
"	"	" 小字仲山 2-2	"	1,190.08
"	"	" 小字西谷 2	"	6,795.26
"	"	" 小字西谷 14	"	743.80
"	弥栄の郷	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 16-1	"	1,265.03
"	児童福祉施設	" 山崎五丁目 16-3	"	567.41
"	弥栄の郷	" 山崎五丁目 17-2	"	1,109.30
"	児童福祉施設	" 山崎五丁目 17-3	"	198.95
"	弥栄の郷	" 山崎五丁目 18-2	"	954.48
"	児童福祉施設・附属診療所	" 山崎五丁目 23-1	"	1,159.46
"	児童福祉施設	" 山崎五丁目 39-1	"	5,187.35
"	弥栄の郷	" 山崎五丁目 39-8	"	335.71
"	児童福祉施設	" 山崎五丁目 79	"	138.84
"	"	" 山崎五丁目 17-1	"	416.52
"	"	" 山崎五丁目 18-1	"	475.21
"	弥栄の郷	" 山崎五丁目 18-3	"	1.52
"	児童福祉施設	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 1-3	山林	955.00
"	"	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 25	"	99.00
"	"	" 山崎五丁目 26	"	971.00
"	"	" 山崎五丁目 27	"	614.00
"	"	" 山崎五丁目 11	"	366.00
"	"	" 山崎五丁目 28	"	347.00
"	"	" 山崎五丁目 39-3	"	516.00
"	"	" 山崎五丁目 39-10	"	1.81
"	"	" 山崎五丁目 39-4	"	198.00
"	弥栄の郷	" 山崎五丁目 18-6	宅地	30.25
"	児童福祉施設	" 山崎五丁目 18-8	"	105.50
"	"	" 山崎五丁目 23-3	"	180.75
"	"	" 山崎五丁目 23-5	雑種地	74.00
"	"	" 山崎五丁目 23-6	宅地	118.05
"	"	" 山崎五丁目 79-2	"	51.18
"	"	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字仲山 3	山林	14.00
"	"	" 小字仲山 4	雑種地	81.00
"	"	" 小字西谷 32	"	81.00
"	"	" 小字西谷 33	宅地	37.35

種類	用途	所在地	地目	面積 (㎡)
土地	児童福祉施設	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 34	宅地	61.32
"	"	" 小字西谷 35	"	55.78
"	"	" 小字西谷 3	山林	274.00
"	"	" 小字西谷 3-1	"	1,428.00
"	障害福祉施設	大阪府三島郡島本町広瀬二丁目 248 番	宅地	526.42
"	"	" 広瀬二丁目 249 番	"	799.89
"	"	" 広瀬二丁目 252 番	"	248.96
"	"	" 広瀬二丁目 253 番	"	226.78

種類	用途	所在地	構造	面積 (㎡)
建物	遙学園・ひびき	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 27, 25, 26, 28 39-1, 39-3, 23-5	木造スレートぶき 2 階建	221.52
"	倉庫	" 山崎五丁目 27, 25, 26, 28 39-1, 39-3, 23-5	木造スレートぶき 地下 1 階付平家建	270.58
"	創設者記念の家	" 山崎五丁目 27, 25, 26, 28 39-1, 39-3, 23-5	木造スレートぶき 2 階建	298.42
"	遙学園	" 山崎五丁目 27, 25, 26, 28 39-1, 39-3, 23-5	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	114.41
"	旧山崎保育園	" 山崎五丁目 39-1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	362.26
"	"	" 山崎五丁目 39-1	コンクリートブロック造 陸屋根地下 1 階付 2 階建	493.02
"	藤の里保育園	高槻市藤の里町 421-1	鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	1,059.41
"	ひびき	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 1-1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	278.50
"	遙学園・ひびき (シード館)	" 小字西谷 1-1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	1,131.18
"	弥栄の郷	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 18-2, 17-2, 16	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	2,269.22
"	山崎保育園	" 山崎二丁目 1-22	鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺 2 階建	1,503.17
"	"	" 山崎二丁目 1-22	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	111.79
"	遙学園・乳児院・ひびき (総合児童棟)	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 23-1, 23-3, 23-6, 16-3, 17-1, 17-3, 18-1 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 14, 35	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根・合金メッキ鋼 板ぶき 6 階建	5,954.85
"	翼	大阪府豊中市宝山町 198 番地 4	鉄骨造陸屋根地下 1 階付 き 3 階建	1,354.98
"	旧附属診療所	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 23	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建	273.64

別表2 定款第29条第4項 公益事業用財産

No. 1

種類	用途	所在地	地目	面積 (㎡)
土地	大阪保育福祉専門学校	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 606-3	宅地	129.41
"	"	" 山崎五丁目 606-4	"	22.74
"	"	" 山崎五丁目 607-3	"	7.05
"	"	" 山崎五丁目 612	"	208.26
"	"	" 山崎五丁目 613	"	89.25
"	"	" 山崎五丁目 614	"	69.42
"	"	" 山崎五丁目 615	"	257.85
"	"	" 山崎五丁目 616	"	198.92
"	"	" 山崎五丁目 617-1	"	374.52
"	"	" 山崎五丁目 617-2	"	1.60
"	"	" 山崎五丁目 618	"	416.52
"	"	" 山崎五丁目 619	"	327.27
"	"	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 16-1	雑種地	175.00
"	"	" 小字西谷 16-3	"	101.00
"	"	" 小字西谷 17-1	"	635.00
"	"	" 小字西谷 17-3	"	19.00
"	"	" 小字西谷 18	"	680.00
"	"	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 10	山林	763.00
"	"	" 山崎五丁目 1066	雑種地	38.00
"	"	" 山崎五丁目 1067	"	46.00
"	"	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 40	"	65.00

No.2

種類	用途	所在地	構造	面積 (㎡)
建物	大阪保育福祉専門学校 (本館)	大阪府三島郡島本町山崎五丁目 618, 619	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	1,393.56
"	大阪保育福祉専門学校 (中村記念館)	" 山崎五丁目 10	鉄筋コンクリート鉄骨造 陸屋根 4階建	1,392.62
"	大阪保育福祉専門学校 (オリーブ館)	京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西谷 18	鉄骨造陸屋根 3階建	1,155.07